

青森県報

第三千二百二十八号

平成二十二年
四月二十三日
(金曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障害福祉課) …… 一
生産者補給金交付業務を行う協会の指定の解除……………	(畜産課) …… 一
生産者補給金交付業務を行う協会の指定……………	(同) …… 一
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 二
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生化課) …… 二
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域局) …… 三
右……………	(同) …… 三
右……………	(三八地域局) …… 三
右……………	(西北地域局) …… 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(教育庁学校施設課) …… 四
公安委員会……………	(生活安全課) …… 四
警備員等の検定の実施……………	(企画課) …… 四

告 示

青森県告示第三百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
いずみ調剤薬局	十和田市西十二番町一の一〇	平成三・一・三

青森県告示第三百八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、次のとおり同法第七条第二項に規定する生産者補給金交付業務を行う協会の指定を解除したため、同法第九条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
社団法人青森県畜産物価格安定基金協会	青森市東大野二丁目一の一五	平成二十二年三月三十一日

青森県告示第三百九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第六条第一項の規定により、次のとおり同法第七条第二項に規定する生産者補給金交付業務を行う協会

を指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社団法人青森県畜産協会	青森市中央一丁目一の二五	平成二十二年四月二日

青森県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		
				前	後	備考
1	県 道	川除木造線	つがる市木造川除醒貝一一五から つがる市木造川除栄盛一一五の三まで	敷地の幅員 一〇八・〇〇メートルから 一三三・二〇メートルまで	敷地の延長 一四六・二〇メートル	
				敷地の幅員 一〇八・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	敷地の延長 一三五・〇〇メートル	
				敷地の幅員 一〇八・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	敷地の延長 一三五・〇〇メートル	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人デザイン印刷 C FLOWER

三 代表者の氏名

佐藤 涼

四 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字平岡一六〇の八七一

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持った人たちが、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の推進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社協和管工

二 代表者の氏名 船橋 憲

三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井二五二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六〇〇七号

五 取消年月日 平成二十二年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 菊地工業

二 氏名 菊地 勇蔵

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜館字科八五の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七二二号

五 取消年月日 平成二十二年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社レディーヌ住宅

二 代表者の氏名 浜飯 千尋

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字白銀町字三島上三九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七三二〇号

五 取消年月日 平成二十二年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年三月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社坂信組
- 二 代表者の氏名 坂本 俊之
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造若緑四三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第三一四号
- 五 取消年月日 平成二十二年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年十一月九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
県立学校間ネットワークサービス 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東北インテリジェント通信株式会社
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七の一

六 契約金額
六千四百四万五千八百八十円

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十五号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
平成二十二年七月三十一日(土)午前九時から午後五時までの間
 - 2 場所
青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター
- 二 検定を行う警備業務の種類及び級
検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級
- 三 検定の定員
三十人(予定)
- 四 受検資格
 - 1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関すること。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十二年六月一日(火)から同年六月二十五日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、

当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千百の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭